

派遣法に基づくマージン率等の公開について

アジャイル株式会社(派-13-311931)

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました(法第 23 条第 5 項)。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

○ 対象期間:2023 年 9 月 1 日～2024 年 8 月 31 日

1. 派遣労働者の数 6 人
2. 派遣先の数 1 社
3. 派遣料金の平均額(8h 平均) 55,789 円
4. 派遣労働者の賃金の平均額(8h 平均)26,122 円
5. マージン率 53.18%

このマージン率は、以下の計算式で算出します。(小数点第 2 位以下を四捨五入)

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する社会保険料(健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険)、事業運営費として総務、営業部署の人件費や営業活動諸費用、事務所賃貸料、派遣先で生ずる業務経費、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

6. 教育訓練に関する事項 個人情報保護、品質、情報セキュリティ、環境マネジメントに関する研修(OFF-JT)、ビジネスマナー基礎(入社時)(OFF-JT)、階層別研修(OFF-JT)

※実施方法:有給 ※対象者の費用負担無 ※実施主体:派遣元事業主

7. 福利厚生に関する事項

各種社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険)

定期健康診断

年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度

通勤手当

資格手当(保有資格に応じて)

役職手当(担当業務に応じて)

8. キャリア相談窓口 管理部人事総務 G:03-6801-5691

9. 労使協定締結の有無 労使協定 :締結 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲:派遣先に就業させる全ての派遣労働者 労使協定の有効期間の終期 :令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日

以上